

処方箋の一般名処方について

鳥取医療センターでは、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

鳥取医療センターでは、後発医薬品がない場合等を除き、「一般名処方」の処方箋を発行する場合があります。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名での処方についてご不明点等ございましたら、主治医や薬剤師にご相談ください。

※一般名処方とは、医薬品の商品名ではなく、有効成分を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足の医薬品であっても有効成分が同じである複数の医薬品が選択でき、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。